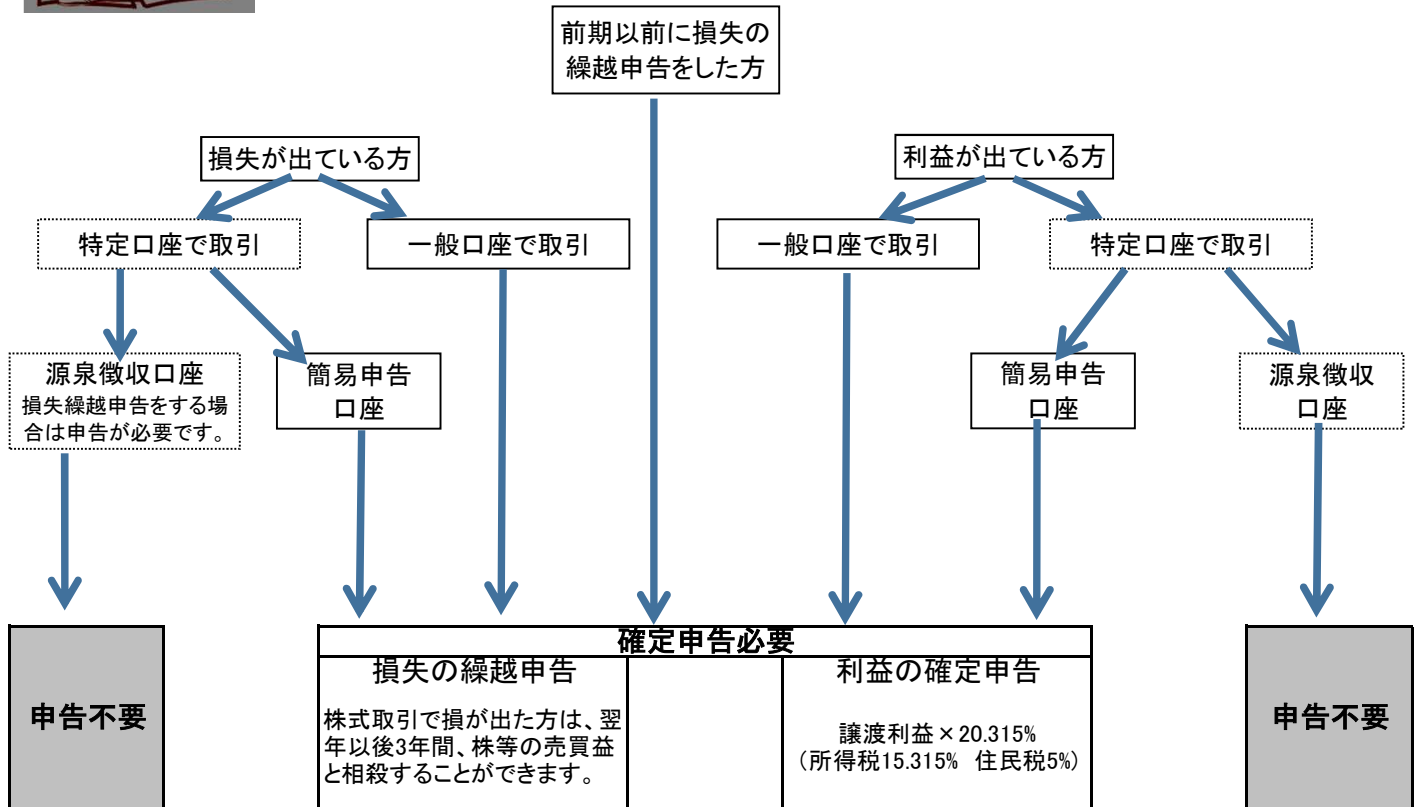


株式投資に関する書類を送る前にご確認ください。



平成28年中に株式投資を行ったお客様は、証券会社の取引口座の種類によって、確定申告の仕方が変わります。チャートに従ってお取引の状態をご確認いただき、漏れなく書類をお送りくださいますようお願い致します。



●NISA・ジュニアNISA口座の確定申告は不要となります。

損失が出ている場合でも、他の口座で発生した利益と通算することはできません。

●「申告不要」となったお客様

エスエス会計への書類の提出は不要となります。

ただし、提出された書類を整理した結果、申告不要となった場合でも、書類整理の時間等は作業時間に含まれますので、ご注意ください。

●「確定申告必要」となったお客様

次の書類を漏れなくエスエス会計までお送りください。

①特定口座でお取引されているお客様

お取引のある全ての証券会社が発行した特定口座年間取引報告書

②一般の口座でお取引されているお客様

「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」をご記入の上、エスエス会計までお送りください。

なお、エスエス会計にて「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の作成をご希望されるお客様は、別途ご相談ください。

